

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第3回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和7年8月21日（木）午前9時58分～午前11時29分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は《公開・非公開》 {但し、二者間の金額審議は非公開}</p> <p>1 金額審議</p> <p>(1) 労働者側の主張（4回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日結審に向けた歩み寄りとして、80円引き上げた1,036円（引き上げ率8.37%）を提示する。 ○ 最低賃金近傍で働く労働者の生活を考えると、あまりに低い額での結審は考えていない。今回、その条件に当てはまるサービス業で働く労働者に着目する。 ○ 春季賃上げ妥結状況のうち、連合が把握しているサービス業の状況は、賃上げ額が時給で約77円となっている。 ○ それに加えて一時金の支払いもあり、そのうち夏季一時金を時給換算すると、4.4円程度になり、先ほどの約77円を加えると、81.4円になる。 ○ 引上げ額は81.4円を切りのいいところで切り捨てた金額80円とした。 <p>(2) 使用者側の主張（4回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日結審に向けた歩み寄りとして、中央最低賃金審議会の目安とおり63円引き上げた1,019円（引き上げ率6.59%）を提示することに加え、発効日を12月1日指定にすることでお願いしたい。 ○ 中央最低賃金審議会が出した消費者物価指数の上昇率のデータは、目安根拠として理解できないところもあるが、全国的に目安を基にして議論をしている以上、ある程度バランスを見ながら結審に向けて審議することになると思われる。 ○ ただ、この提示金額でも影響率は28.18%、およそ3割になっており、最低賃金近傍で働く労働者を雇っている中小・零細企業にとって急激な引き上げであり、最低賃金を下回る労働者以外にも、賃金が追い付かれて逆転される労働者の賃金も見直す必要がある。そのため、給与体系の抜本的な見直しや、給与計算プログラムを改修しなければならない事業所も出てくることから、人件費は当然増えるので、その影響も分析する必要がある。国は、支援措置を行うと言っているが、具体的に何をするか今もわからないので、中小・零細企業がそれを理解するための時間が必要である。このように余裕を持たせることが、必要である。 ○ 加えて、非常に現実的に深刻な問題として、就業調整の問題がある。パートタイム労働者の中では、時給1,000円超えになると、簡単に年収の壁に到達し、働けなくな 			

るという話も出ている。年末に就業調整を行われたら、事業主としては、勤務シフトが組めなくなり、売り上げが落ちるといった切実な問題がある。これまでもあったが、これだけ急激に最低賃金が上がったら、すぐに年収の壁の問題で、労使双方に大きな影響が出る。

(3) 労働者側の主張（使用者側からの指定日発効の要望に対する意見）

- 労働者側としては原則として法定発効で行うべきと考えているし、指定日発効をするのであれば、それ相応の理由が無いと労働者側としては、受け入れ難いと考えている。
- 発効日を後倒しにするということは、その分労働者が賃金が減ることなので、その重みを考えるべきでないか。仮に後倒しにするのであれば、それ相応の金額を上積みしなければならないという話になりかねない。

(4) その後の経過

- その後労使から金額の提示等を行われず、依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

2 その他

今後の審議会等の開催予定について、事務局から説明した。

以上